

馬込川掃流用水の融通についての緊急報告

～ 国土交通省は融通に積極的、静岡県は消極的！！～

浜松市の太田川からの受水計画量は25,100トン/日です。しかし、以下の(1)～(3)のうちいずれかの対応をとるだけで受水は不要になります。

- (1) 合併効果を反映した需要量の算定を行うとともに、給水量の適切な把握と確保を図る。
- (2) 井戸水について現在のレベルの量を維持する。老朽化したら補修や新設をして非常時対策として万全を期す。
- (3) 渇水期の天竜川取水制限時に、その削減量分の(河川法に沿った方で)融通策を講じておく。都田川、馬込川掃流用水からの融通。

以下は(3)に係わる事項についての報告です。

浜松市は『渇水時に、天竜川の取水制限が行われることがある』ので、『取水制限10%分に相当する24,000トン(夏期)分を、太田川からの受水で賄うように契約(25,100トン)しておきたい。(一時的な期間の対応であるが、一年365日間にわたって24000トン分を備えておきたい)』としています。

私共は、水資源の有効活用や、(将来の人口減を踏まえるなかで)住民負担の軽減を図るためにも、改正河川法の主旨に沿って、近隣の河川(都田川)や、馬込川掃流用水から渇水期の取水制限期間に限って(その削減分のみ)水融通が受けられるように関係者と調整しておく選択の方が市民益になるのではないかと提案しています。

一年に一度あるかどうかの渇水対策として、日常的に取水制限分を確保しておくのではなく、余りある天竜川の余水(絶対量として水量がなくなることはありません)や都田川からの融通でやりくりする選択の方が、将来的にも市民負担が少なくなることは疑う余地がありません。

問題は、水利権を統括する国土交通省の姿勢はどうかということになります。

私共は今年の渇水時における天竜川の取水制限を決めた水利調整協議会の会議録の開示請求をしたところ、国と静岡県の見解について興味深い内容が分かってきました。

国土交通省のスタンス

今年の初夏には、異常渇水として天竜川の取水制限が行われました。その際の6月21日の「天竜川水利調整協議会」で、維持水量85トン/秒を割り込んでも取水する権利を有する「馬込川掃流用水」の管理者（国土交通省浜松河川国道事務所）が、「馬込川掃流用水をもっと減じて、上水等の節水負担を軽減したらどうか」と主張したにもかかわらず、静岡県は、これを拒否し12%の削減に固執したそうです。（下記の 静岡県からメール参照）

静岡県の主張からは、梅雨時に1次節水から2次節水に、とにかく雨が降る前にこの地域は水不足になるという実績を作ろうという意図が読み取れます。そして、『太田川の水源が新たに必要である』という世論形成を目論んだのではないかと疑われます。企業局のホームページにもこのことが強調されています。尚、これに呼応して、浜松市上下水道部は駅前の噴水を止め、水不足をアピールしました。

以上のことから、天竜川の水利権統括者である「国土交通省」のスタンスは、「水資源の活用（融通）について柔軟性がある」ように受け止められます。それに対して、住民に水道水を供給する企業局の姿勢は、取水制限を行う方向に終始しているようで、地域住民に対する背信的なものを感じます。

静岡県の担当者からのメール

「馬込川からの農業用水取水」に係る関係書類等の開示請求（平成17年8月23日受付）をいただいておりますが、私（静岡県）の発言趣旨は下記のとおりで、該当する文書がありません。その理由として、発言趣旨等について説明しますので、よろしくお願いいたします。

6月21日の水利調整協議会は2次節水について協議したもので、上水12%、工水25%、農水33.5%という高い節水案に対し、浜松河川国道事務所河川管理課長から、「馬込川掃流用水をもっと減じて、上水等の水負担を軽減したらどうか」という発言があり、これに対し、私が回答したものです。

発言趣旨

- ・馬込川からポンプで水を揚水し、灌漑している水田がある。（ポンプ場3箇所）
- ・馬込川の流量を下げすぎると、ポンプの運転ができなくなり、これら水田への灌漑が出来なくなる。
- ・しかし、渇水時の対応として掃流用水は減ずるべきと考えているためポンプが運転できる馬込川の最小流量を算定すべく、注水量を段階的に調整し、最低6トンの注水は必要だとの結論を得た。
（6月21日には、馬込川への注水量は6.3トン（0.3トンは灌漑分）としていた。）
- ・更に減ずるためには、現在の固定ポンプに変わって水中ポンプを新たに設置する必要があるが、今後の渇水の状況によっては、そこまでする必要があると考えており、その準備を進めている。

発言の状況は上記のとおりです。

|

|